平成２７年（フ）第１７２１号
大阪市生野区生野西４丁目７番４号　末広マンション305号
債務者　板東　正剛
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８４１号
大阪市平野区加美西１丁目４番２号　ガーデンヒル平野303
債務者　安部　栄一
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８４３号
大阪市西区土佐堀２丁目１番12号201
債務者　松浦　泰三
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５号
宮城県遠田郡美里町北浦字下新田７番地　テラスイトウＡ202、従前の住所宮城県大崎市古川李埣字前田38番地１　エトワール古川704号
債務者　中村　信幸
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
静岡県熱海市伊豆山1173番地の507　ライオンズマンション熱海伊豆山403
債務者　岡本　　修
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５３０号
札幌市豊平区西岡４条９丁目１番13―105号
債務者　加藤　麻紀
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５５号
札幌市北区新川３条１丁目２番31号　作田方
債務者　久末　和哉
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５９号
札幌市豊平区豊平５条10丁目２番17―201号
債務者　岡部　直也
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７０号
札幌市豊平区平岸４条８丁目７番16号　ホワイトコーポ平岸207号
債務者　坂本　慎吾
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７８号
札幌市清田区北野３条２丁目12番14号　第２三高マンション101号
債務者　村尾　千信
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２２号
札幌市豊平区美園１条８丁目２番27―102号
債務者　渡辺よう子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６号
北海道網走郡美幌町字青山北36番地の１　エスポワール青山203号
債務者　山内　隆行
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
山形県酒田市東大町３丁目43番地の３
債務者　和嶋　晴美
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第２３号
山形県酒田市東町１丁目18番地の９　ヒロタウンＢ号
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第３６４号
埼玉県新座市新座３丁目３番20―509号
債務者　植木　志芳
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
埼玉県狭山市広瀬台１丁目52番19号、前住所埼玉県日高市大字原宿365番地21
債務者　豊島千恵美
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１５４号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目24番地８　エンジェルパティオ105
債務者　伊藤　花織（旧姓坂）
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部